

# 山梨県公報

第千五百十六号

平成十六年

十月十八日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特別保護地区の指定…………… 六六一  
 農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める…………… 六六一  
 告示の一部を改正する告示…………… 六六一  
 土地改良事業計画の適当決定(二件)…………… 六六二

### 公 告

基本測量の終了…………… 六六三  
 開発行為に関する工事の完了について…………… 六六三  
 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について…………… 六六三

## 告 示

### 山梨県告示第四百八十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条の規定により、次のとおり特別保護地区を指定した。

平成十六年十月十八日

山梨県知事

山 本 栄 彦

- (一) 特別保護地区の名称  
大菩薩特別保護地区
- (二) 特別保護地区の区域  
県有林第九十林班<sup>ほ</sup>、<sup>と</sup><sub>1</sub>、<sup>と</sup><sub>2</sub>、<sup>と</sup><sub>3</sub>、<sup>と</sup><sub>4</sub>、<sup>と</sup><sub>5</sub>、<sup>と</sup><sub>7</sub>、<sup>ち</sup><sub>1</sub>、<sup>イ</sup><sub>2</sub>、<sup>イ</sup><sub>3</sub>、<sup>イ</sup><sub>6</sub>、<sup>二</sup>及び<sup>ホ</sup>小班  
並びに第九十一林班<sup>い</sup><sub>1</sub>、<sup>い</sup><sub>4</sub>、<sup>い</sup><sub>5</sub>、<sup>イ</sup><sub>1</sub>、<sup>イ</sup><sub>2</sub>、<sup>イ</sup><sub>3</sub>、<sup>イ</sup><sub>6</sub>、<sup>二</sup>及び<sup>ホ</sup>小班
- (三) 特別保護地区の存続期間  
平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで
- (四) 特別保護地区の面積  
百十一ヘクタール
- (五) 特別保護地区の保護に関する指針

### 1 鳥獣保護区の指定区分

#### 1 森林鳥獣生息地の保護区

### 2 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた地域は、大菩薩峠(標高千八百九十七メートル)を中心とした亜高山帯の地域であり、植生は尾根沿いにヤナギラン、オオバギボウシ、ミヤコザサ等が優先する草原となっており、その周辺にはダケカンバ、ジゾウカンバ等の広葉樹を混生したシラベ及びコマツガの林が広がり、さらにその下部にはカラマツ植林が多いが自然林であるミズナラ及びブナの広葉樹林も残されている。

また、当該地域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、テン等、また、小型哺乳類ではニイガタヤチネズミ、ヒメヒミズ等が確認され、鳥類では、メボソムシクイ、コルリ等の亜高山帯の種からシジユウカラ、ホオジロ、ウグイス等の低山帯の種まで多様な鳥獣が生息している。

以上の地域のうち、原生な自然環境が保存されている中核的な地域を特別保護地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

3 特別保護地区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

### (一) 特別保護地区の名称

#### 白鳳特別保護地区

(二) 特別保護地区の区域

県有林第一林班<sup>イ</sup>、<sup>口</sup>及び<sup>ハ</sup>八小班、第二林班<sup>い</sup>、<sup>イ</sup>、<sup>口</sup>、<sup>ハ</sup>、<sup>二</sup>及び<sup>ホ</sup>小班、第三林班<sup>イ</sup>及び<sup>口</sup>小班、第六林班<sup>口</sup>小班、第八林班<sup>二</sup>及び<sup>ホ</sup>小班、第九林班<sup>イ</sup>、<sup>口</sup>及び<sup>ハ</sup>八小班、第十林班<sup>イ</sup>、<sup>口</sup>及び<sup>ハ</sup>八小班、第十一林班<sup>イ</sup>小班、第十三林班<sup>イ</sup>及び<sup>口</sup>小班、第十四林班、第十五林班、第十六林班、第十七林班、第十八林班、第二十林班、<sup>い</sup><sub>1</sub>、<sup>口</sup>及び<sup>イ</sup>小班、第二十一林班<sup>い</sup><sub>2</sub>、<sup>ろ</sup>及び<sup>る</sup>小班、第二十二林班<sup>ろ</sup><sub>2</sub>及び<sup>イ</sup>小班、第七十七林班<sup>イ</sup>、<sup>口</sup>、<sup>ハ</sup>及び<sup>二</sup>小班、第七十八林班<sup>い</sup><sub>1</sub>及び<sup>口</sup>小班並びに第七十九林班<sup>い</sup><sub>3</sub>及び<sup>口</sup>小班

### (三) 特別保護地区の存続期間

平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

### (四) 特別保護地区の面積

三千九十六ヘクタール

### (五) 特別保護地区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分  
大規模生息地の保護区

2 特別保護地区の指定目的

当該地区を含めた南アルプス地域は、南アルプスの主峰である北岳（標高三千九百九十二メートル）を含む白根三山（北岳、間ノ岳（標高三千八百八十九メートル）、農鳥岳（標高三千二百六十六メートル）、仙丈ヶ岳（標高三千三百三十三メートル）及び鳳凰三山（薬師岳（標高二千七百八十九メートル）、観音岳（標高二千八百四十四メートル）及び地藏ヶ岳（標高二千七百六十四メートル））を中心とした高山帯の地域であり、中心部には野呂川が流れ地形は急峻で谷が深い。

当該地域の植生は、標高三千メートルを超える山の頂上付近には北岳のキタダケソウをはじめとした貴重な高山植物やハイマツが分布し、その下部にはウラジロナナカマド、ダケカンバ等の広葉樹林やコメツガ、シラビソ、オオシラビソ等の針葉樹林が発達し、さらにその下部にはブナ及びミズナラの林が分布しており高山帯から亜高山帯までの植生を示す林相の変化に富んだ地域である。

また、当該地域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、タヌキ、ニホンザル等、また、小型哺乳類では高山性のオコジョのほか希少なニイガタヤチネズミ、ヒメヒミズ及びトガリネズミが確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、希少なイヌワシ、クマタカ等の猛禽類のほか、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ビンズイ等の高山・亜高山性の種からシジュウカラ、メジロ、ホオジロ等の低山帯の種まで多種多様な鳥獣が生息している。特にライチョウは、南アルプスの中でも最も個体数が多い地域であり、生息し、又は生育する動植物はライチョウ、キタダケソウ等の遺存種をはじめ、キタダケキンポウゲ等の希少な固有種が多く国内でも有数の自然環境を有する地域である。

以上の地域のうち、最も固有の生態系を有する中核的な地域を特別保護地区に指定することで鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

3 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施する等により、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 特別保護地区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

山梨県告示第四百八十二号

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十六年十月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示の一部を改正する告示

農地法第三条第二項第五号かつこ書等の規定による別段の面積を定める告示（平成十六年山梨県告示第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

一の表の一の項中、「南アルプス市」を、「葦崎市、南アルプス市」に、「笛吹市」を「北杜市、笛吹市」に改める。

附則

この告示は、平成十六年十一月一日から施行する。

山梨県告示第四百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、大和村長から協議のあった土地改良事業（丸林東地区区画整理事業）の施行について、当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。  
平成十六年十月十八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し、条例の写し

二 縦覧期間

平成十六年十月十九日から同年十一月十六日まで

三 縦覧場所

大和村役場

四 異議申出期間

平成十六年十一月十七日から同年十二月一日まで

山梨県告示第四百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、大和村長から協議のあった土地改良事業（丸林西地区区画整理事業）の施行について、当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。



五の二、一四八七の一、一四八七の二、一四八九の一、一四八九の二、一四八九の五及び一四九〇並びに西野字西原一九九七の六、一九九八の五、一九九九の一、一九九九の五、一九九九の六、一九九九の一〇、一九九九の一、二〇〇二の一、二〇〇二の二、二〇〇二の五、二〇〇三の一、二〇〇三の二、二〇〇三の三、二〇〇三の四、二〇〇三の五、二〇〇四の一、二〇〇四の二、二〇〇四の三、二〇〇四の四及び二〇〇四の一五の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水道 道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を土木部建築指導課、峡中地域振興局建設部及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 甲府市中小河原一丁目十三番十八号 株式会社くろがねや 代表取締役社長 堀込 丹